

令和 2 年 2 月 5 日

東京都福祉保健局長 殿

東京都地域医療対策協議会会長
(公印省略)

医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議について（意見書・案）

医師法第 16 条の 8 の規定に基づき、東京都地域医療対策協議会において、令和 2 年 1 月 14 日付医政医発 0114 第 1 号「医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議について」を踏まえ、「専門医制度整備指針（第三版）」及び「サブスペシャリティ領域専門研修細則」（いずれも案）の内容等について協議を行いました。

その結果、東京都地域医療対策協議会として、サブスペシャリティ領域専門研修が専門医制度の一部を成すものであることを念頭に、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、医師の偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、都道府県の医療体制に深刻な影響を及ぼすことのないよう、地域の医療機関の役割及び都道府県内の地域差などにも留意し、適切な運用を図ること
- 2 都において今後見込まれる医療需要の増加や、都内医療機関が担っている医師の派遣機能等に鑑み、専攻医の定員数及び採用者数の削減を行わないこと
- 3 特に、より高度の専門性を必要とするサブスペシャリティ領域の研修の特徴に鑑み、都市部に集積する資源の効果的な活用を図り、シーリングの設定等、医師の偏在是正の観点からの取組が過度なものとならないようにすること
- 4 地域枠により都が医師の確保に努めている領域については、定員数及び採用者数の制限をしないこと
- 5 公立病院は、行政的医療を提供する都立病院をはじめとして、都内に不足する地域医療の安定的な確保のために重要な役割を果たしていることから、定員数及び採用者数の配分に当たっては十分考慮すること
- 6 登録及び採用から研修修了まで、専攻医それぞれのライフステージに合った柔軟な取扱いを可能とするなど、専攻医の立場に立った運営を行うこと
- 7 一般社団法人日本専門医機構は、専門医制度を開かれた制度とするため、医療機関や専攻医等への情報提供や国民への情報公開を徹底すること
- 8 医療法第 16 条の 8 の規定及びその趣旨に則り、都道府県が地域医療対策協議会において地域の医療提供体制の確保に与える影響等を適切に協議できるよう、必要な情報を適切な時期に正確かつ合理的な内容及び形式で提供するとともに、広く都道府県の意見を聴取し施策に反映させること

なお、近年の法令改正に伴い地域医療対策協議会の所掌事項が拡大している状況を踏まえ、情報提供に当たっては、円滑な協議の実施に一層配慮すること